

報告事項 2

FIT/FIP 対応に向けた新たな動きについて

1. 合法性と持続可能性の検証に加え、温室効果ガス排出量(GHG)の算定確認も必要
FIT/FIP 制度においては、2026 年 4 月 1 日から 1,000kW 以上の発電事業者に対する 2022 年度以降の認定案件について、燃料のサプライチェーン上の各社において、**ライフサイクル GHG を確認できる認証を取得することが認定の要件とされた。**

現時点において FIT/FIP 制度における輸入木質バイオマスのライフサイクル GHG を確認できると認められる第3者認証は以下のとおりとなっている。

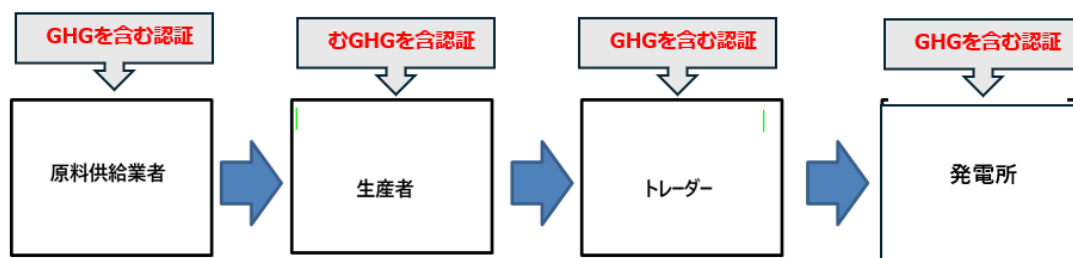
- ・[SBP\(Sustainable Biomass Program\)](#)
- ・[GGL\(Green Gold Label\)](#)

1,000kW以上の発電事業者に対する 2022年度以降の認定案件

2022年3月31日以前のFIT認定 (猶予期間すなわち2026年3月31日まで)



2022年3月31日以降のFIT認定 (猶予期間終了後すなわち2026年4月1日以降)



2. PEFC の第3者認証への追加

このような中、FIT 持続可能性 WG において、輸入木質バイオマスについて、PEFC の GHG 第3者認証への追加に関し、検討が行われ、2026 年 4 月改訂されたエネ庁の「事業計画策定ガイドライン」において PEFC が追加された。現在、PEFC において以下の内容のモジュール規格を策定中。

PEFC モジュール規格(案)のポイント

(1) 一般事項

- ・ 発電所を含むサプライ チェーン全体が有効な PEFC-COC 認証書と FIT/FIP 認証書を保持
- ・ 以下の情報を年 1 回、前年度の PEFC FIT/FIP 認証原材料およびバイオマス燃料の年間取引データを報告
 - a) PEFC 認証原材料および PEFC 管理材の割合
 - b) PEFC 認証材燃料および PEFC 管理材燃料の割合
- ・ 発電所は、会計年度ごとに、認証材と管理材の量と比率、及び管理資材の調達状況を追跡し、記録
- ・ 未稼働の発電所は、計画運用開始前に、PEFC FIT/FIP 規格に基づく認証を受けることができる。

(2) 原材料の確認と生製品の宣言

- ・ 投入原材料の確認
FIT/FIP 製品群に投入される原材料の各納入について、供給者から、その調達原材料が日本の FIT/FIP および GHG 要求事項に適合していることを証明する情報を取得
- ・ 生製品の宣言
顧客に対し、原材料の納入ごとに、当該原材料が FIT/FIP に適合していることを確認する宣言を提供

(3) COC 方式

- ・ 認証含有量の算出には、物理的分離方式またはパーセンテージ方式のいずれかを使用
- ・ DDS を実施し、当該原材料が COC システムに入る前に、リスクが極小であることの確認
- ・ FIT/FIP 製品グループレベルの GHG ガス排出量データに関する情報を保持

(4) GHG 計算要求事項

- ・ 発電所は、以下のライフサイクル GHG 削減基準を遵守
 - a) 2029 年度までに燃料使用量を 50%削減
 - b) 2030 年度までに燃料使用量を 70%削減
- ・ 発電所は、バイオマスの使用による GHG 排出削減量を計算
- ・ 発電所以外の組織は、GHG 排出削減量の計算に必要なすべてのデータを提供
- ・ バイオマス燃料の使用による GHG 排出削減量を、既定値あるいは実測値のいずれかの方法で算定

(5) 認証機関に関する追加的要求事項

- ・ PEFC FIT/FIP スキームに基づく認証を提供するための認定要件
 - a) IAF 加盟の認定機関によって実施された ISO/IEC 17065 に基づく有効な認定を保持し、認定範囲に PEFC FIT/FIP スキームが含まれること
 - b) 認証機関が実測値計算の検証を行う場合、ISO/IEC 14065 に基づく認定の保持
- ・ 認証機関が PEFC FIT/FIP スキームに基づく認証を提供するためには、PEFC FIT/FIP 公示が必要

3. 林野庁の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」の改正
一方、最近公表された林野庁の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」の改正において、輸入木質バイオマスの持続可能性(合法性)の証明として、PEFC が認めた木材であること示す書類を明記